令和5年度 第14回なら歴史まちづくり推進協議会 議事録	
開催日時	令和6年2月22日(木曜日)13時30分から15時00分
開催場所	奈良市役所 北棟 2 階 202 会議室
	委 員 橋爪会長、今西委員、瀬渡委員、服部委員、藤岡委員 【計5名】
出席者	オブザ ーバー 国土交通省近畿地方整備局建政部計画管理課長 奈良県まちづくり連携推進課長(代理:係長) 奈良県文化財保存課長(代理:係長) 【計3名】
	事務局都市整備部:大井次長 都市計画課:角井課長、田淵課長補佐、袴田係長、小嶋主任、明石 奈良町にぎわい課:原田課長、黒野 文化財課:松浦課長、石田係長、中村
開催形態	公 開 (傍聴人 0人) 担 当 課 都市計画課、奈良町にぎわい課、文化財課
議題又は案件	〈案件〉 1. 奈良市歴史的風致維持向上計画の変更について 2. 奈良市歴史的風致形成建造物候補物件の追加について 3. 令和5年度 認定歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について 〈その他〉 第2期 奈良市歴史的風致維持向上計画の策定について
決定又は取り纏め事項	案件1については、了承された。 案件2については、了承された。 案件3については、了承された。
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等	
事務局	案件 1 奈良市歴史的風致維持向上計画の変更について 説明(略)
会長	ただいまの説明に関しまして、何かご意見ご質問等はございませんか。
委員	螺鈿と能楽大鼓(革)製作が削除されている背景をお教えください。
事務局	螺鈿に関しましては、保持者がお亡くなりになられたため、重要無形文化財の指定が 解除されました。そのため、本文の一部を削除しておりますが、螺鈿という伝統工芸

自体は存続していますので、本文中にその記載を残しております。

能楽大鼓(革)製作に関しましては、同じく保持者がお亡くなりなられたため、選定 保存技術の選定が解除されました。そのため、本文の一部を削除しております。

No. 39 の橋本家住宅が歴史的風致形成建造物の指定候補から除外されるのはなぜで 委員 しょうか。

> 計画内容の見直しや資金面の関係上、計画自体が白紙に近い状態ですので、一度除外 を行います。改めて計画がなされた段階で再度本協議会に諮らせていただく予定をし ております。

本日欠席の委員より次のようなご意見をいただいております。「名勝が2件加わった ことは喜ばしいです。ただ、近年の調査成果(近代和風調査など)からみて、県・市 とも、庭園についての指定物件が少ないように思えます。登録記念物の制度も使って、 町家の庭園なども保存・活用に積極的に取り組んでいただきたい。」です。

委員のご意見について回答いたします。当市では平成24年度から令和3年度まで、 町家の庭園を含む市内の庭園の総合調査を奈良文化財研究所とともに行い、その成果 をもとに名勝の指定を進めております。登録記念物制度を使って登録を進めていく予 定はございませんが、今年度新たに寺院の庭園 1 件を名勝として市指定文化財に指 定したいと考えており、今後、町家の庭園も保存活用を図れるように努めてまいりた いと考えております。

もう一つご意見をいただいております。「近代建築に加えて、現代建築の評価も加え ていきたいです。たとえば、奈良県庁舎はドコモモによって選定されました。文化庁 の現代建築の調査対象も、奈良の歴史的風致形成のなかに位置づける必要がありま す。」です。

委員のご意見について回答いたします。今後、当市の歴史的風致維持向上計画の見直 しをしていくにあたりましては、ご指摘いただいた現代建築の評価や位置づけという 点を考慮して進めてまいりたいと思います。

他にご意見等はありますか。ないようですので、この内容で国への手続きをしてくだ さい。

案件2 奈良市歴史的風致形成建造物候補物件の追加について

説明 (略) 事務局 ただいまの説明に関しまして、何かご意見ご質問等はございませんか。 会長

指定機関の意見聴取が例年あったかと思いますが、今回の物件についてはないのでし 委員 ようか。

今年度の物件は、現状維持修理もしくは明確な痕跡に基づく修理となるため実施して 事務局 おりません。

> 御霊神社の宝庫について、資料に「明治前期以前」と記されています。以前に調査し た江戸時代の絵図に御霊神社の建物が詳しく載っていました。それらを見ると、基本

事務局

事務局

事務局

事務局

事務局

会長

委員

的な建物の構成は変わっていないため、今後それらの史料を検討して、時代を検討していただくとよいと思います。

オブザーバー 今回は菊水楼の表門を修理されますが、先に登録有形文化財の旧本館の屋根の修理を

された際、役物瓦は再用していただきましたが、平瓦の部分はなかなか残せませんで した。今回は、役物瓦のほかにも、残せるものはできるだけ再用していただきたいで

す。

会長 菊水楼の門が登録有形文化財となって、袖塀がならなかったのはなぜですか。

事務局 門自体は江戸時代まで遡る建物ですが、袖塀はその後に造られたことから、そのよう

になったという理解をしております。

会長 今回は、門と袖塀を併せての修理ということですね。

事務局はい、その通りです。

委員 中川家住宅についてですが、現在お住まいなのでしょうか。今後はどのような方が活

用されるのでしょうか。可能な限りで結構ですのでお教えください。

事務局 本物件は、以前の所有者から購入された方が修理を検討されており、現在はお住まい

ではありません。

委員中川家住宅や橋本家住宅は復原修理ということで、解体してみないとわからないとこ

ろをどうするかが重要になってくると思います。指定機関の意見聴取はされなかった とのことですが、これまで細かなところまでアドバイス等されていたようですので、

活用していただくとよいと感じました。

オブザーバー 補助事業は、市単独の補助で実施されるのでしょうか。国の社会資本整備総合交付金

の事業でしょうか。

事務局 社会資本整備総合交付金の街なみ環境整備事業として実施するものです。歴史的風致

形成建造物の候補になってから補助事業を実施していただきます。

事務局 本日欠席の委員よりご意見をいただいております。「中川家住宅及び橋本家住宅につ

いては、解体中の痕跡調査において、旧状が想定と異なることが判明した場合、文化財課との協議が行われた結果、今回の計画から大幅に変更になる可能性もあるのでし

ょうか。」です。

事務局 委員のご意見について回答いたします。歴史的風致形成建造物の候補物件とするにあ

たり、事前に痕跡や古写真の確認、建物所有者からの聞き取り等の調査を実施し、修 理事業の内容にも極力反映していただくようにしており、大幅に変更になる可能性は

ないものと考えております。解体中に想定外の痕跡が見つかった場合は、その内容及

び建物の所有者の意向も踏まえて計画の変更について判断する形となります。

会長 他にご意見等はありますか。ないようですので、このまま進めてください。

案件3 令和5年度 認定歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価について

事務局 説明(略)

会長 ただいまの説明に関しまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

オブザーバー

三条線電線類美化事業についてですが、計画どおりに進捗していないにチェックが入っていますが、事業区間の約半分しかできないためこのようになっているのでしょうか。 また、なぜそのようになっているのでしょうか。

事務局

チェックに関しては、その通りです。また、なぜそのようになっているのかですが、 事業課から聞いているところでは、猿沢池より西側の区間については、店舗等が建ち 並んでいることから住民との協議が継続しているようです。

オブザーバー

その目途はたたない状況ですか。

事務局

はい、現時点ではその通りです。

事務局

本日欠席の委員より、猿沢線街路整備事業について、来年度が最終年度となっていますが工事着工の目途はついていますか、というご意見をいただいております。これについては次のような回答となります。「街路整備を予定している本道路は都市計画道路の位置づけをしているため、整備にあたり近隣住民との調整が必要となります。その調整にあたる話し合いは現在平行線のままであり、結論まで至っておりません。したがって、工事着工の目途はついていない状態です。」です。

委員

毎年お話ししておりますが、奈良町町家バンク事業についてです。年々厳しい数字に なっている印象ですが、何かしらの動きはあるのでしょうか。

事務局

料金の相談等や契約に関することを当時は市職員で行っており、それによって苦慮する部分がありました。現在は専門家等がその部分を行っていただけるように動いております。

委員

その動きは、これからのことでしょうか。

事務局

令和 4 年度からそのようになっており、成約数が伸びていないのは今後の検討が必要な部分と思います。

会長

他にご意見はありませんか。本案件は本協議会のコメントを作成しますが、いかがい たしましょうか。

委員

会長一任がいいと思われます。

会長

そのようなご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。他にご意見がないようで すので、会長一任とさせていただきます。では、次の説明をお願いします。

その他 第2期 奈良市歴史的風致維持向上計画の策定について

事務局

説明 (略)

会長

歴まち計画については、各自治体が第2期計画に移行してきております。第1期で計画終了している自治体も若干ありますが、ほとんどが第2期に移行しており、稀に重点区域を広げて策定しているところもあります。新しい考え方として、先ほど委員のご意見にもありました現代建築や、国指定の次のレベルの史跡を位置づけることも検討することとなるでしょう。戦後の現代建築をどのように計画に入れるかは難しいところです。現代建築で文化財的価値があるのに耐震性が悪いというものが多々ありますので、そのことも課題です。

後は、三条通りの無電柱化や案内板などをどうしていくのかも課題となるため、次の 第2期の時には検討がいるのではないかと思います。

では、全般的に何かご意見はありますでしょうか。

事務局

案件2について、本日欠席の委員より次の2点のご意見をいただいており、遅くなりましたがお伝えいたします。「計画案に対する対応も適切であると判断します。現時点で不明確な履歴などについて、工事の進行にあわせて、現場で「発見/確認」が反映されるように願います。」、「暖炉風など、この時期の改造・改築の扱いは本件だけでなく、これからも課題になってくるでしょう。奈良市では、伝建における「復原/しかるべき旧状に復する」の考え方をとり履歴を丁寧におったうえで、個々の物件に対して柔軟に対応してこられました。今回、昭和30年代の改造でつくられた「家族にとっての象徴的存在」(残すことにはもちろん賛成です)を、制度や奈良市としての方針(とくに歴史的風致との関係から)をこれまでの対応もふくめて、整理されてはどうでしょうか。」の2点です。

事務局

1点目については、工事の進行にあわせて現場で痕跡が見つかった場合は、その内容及び所有者の方の意向も踏まえて計画の変更について判断を進めていきたいと考えております。2点目については、今後、昭和中期頃に改造された建造物については、50年以上が経過してくることから、歴史的風致形成建造物の指定が可能であるかを検討する必要があるケースが増加してくると思われますので、今後第2期計画を策定する際の検討課題にする必要があると考えております。

会長

奈良市の場合は、物件ごとに考える必要があり、いろいろな先行事例を蓄積されていると思いますので、第2期に向けて検討してください。

では、その他にご意見がないようですので、本協議会は以上となります。

<協議会終了>